令和８年度
狩猟免許試験のお知らせ

令和８年７月９日時点

１　試験の区分

狩猟免許の試験は、次に掲げる狩猟免許の種類ごとに行います。

狩猟免許の種類	使用できる猟具の種類
網　猟　免　許	網（むそう網、はり網、つき網、なげ網）
わ な 猟 免 許	わな（くくりわな、はこわな、はこおとし、囲いわな）
第一種銃猟免許	銃器（装薬銃（ライフル銃・散弾銃）、空気銃（圧縮ガスを使用するものを含む。））
第二種銃猟免許	空気銃（圧縮ガスを使用するものを含む。）

２　受験の資格

試験を受験することができるのは、住所地（住民登録をしている場所）が神奈川県内で、次のいずれにも該当しない方です。

(1) 狩猟免許試験の実施日に20歳に満たない方（網猟、わな猟は18歳に満たない方）

(2) 統合失調症、そううつ病（そう病及びうつ病を含む。）、てんかん（発作が再発するおそれがないもの、発作が再発しても意識障害がもたらされないもの及び発作が睡眠中に限り再発するものを除く。）その他自己の行為の是非を判別し、又はその判別に従って行動する能力を失わせ、又は著しく低下させる症状を呈する病気にかかっている方

(3) 麻薬、大麻、あへん又は覚醒剤の中毒の方

(4) 自己の行為の是非を判別し、又はその判別に従って行動する能力がなく、又は著しく低い方（(1)から(3)に該当する方を除く。）

(5) 鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律又は同法に基づく命令の規定に違反して、罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から３年を経過しない方

(6) 狩猟免許を取り消され、その取消しの日から３年を経過しない方（その取消しに係る狩猟免許を受ける場合に限る。）

(7) 不正な手段によって狩猟免許試験を受験し、又は受験しようとしたため、受験を禁止されている方

３　試験の期日等

試験名 (定員)	区　分	期　　日	場　所
第１回 (105 名)	□第一種銃猟（単願） □第二種銃猟（単願） ■わな猟・第一種銃猟（併願） ■わな猟・第二種銃猟（併願）	７月６日（月）	小田原合同庁舎 （小田原市荻窪 350-1）
第２回 (105 名)	□わな猟（単願）	７月７日（火）	小田原合同庁舎 （小田原市荻窪350-1）
第３回 (105 名)	□第一種銃猟（単願） ■網猟・第一種銃猟（併願） ■わな猟・第一種銃猟（併願） ■網猟・わな猟・第一種銃猟（併願）	８月29日（土）	県立保健福祉大学 横須賀キャンパス （横須賀市平成町 1-10-1）
第４回 (105 名)	□網猟（単願） □わな猟（単願） ■網猟・わな猟（併願）	８月30日（日）	県立保健福祉大学 横須賀キャンパス （横須賀市平成町 1-10-1）
第５回 (105 名)	□第一種銃猟（単願） ■わな猟・第一種銃猟（併願）	12月１日（火）	小田原合同庁舎 （小田原市荻窪 350-1）

※重要※狩猟免許の種類（併願の場合は組合せ）によって試験日が異なりますので、申請及び試験日をお間違えのないよう、十分ご注意ください。

4　当日の試験について

当日の時間割	内容	備考
午前９時35分から 正午まで	知識試験及び 適性試験	適性試験は、知識試験終了後に順次開始し、全受験者を対象に行う。
午後１時15分から 午後５時まで	技能試験	技能試験は、知識試験及び適性試験の合格者のみを対象に行う。 終了時間は目安であり、受験者数により前後します。

※　災害その他やむを得ない事由により試験を中止する場合があります。
※　知識試験及び適性試験に合格しても、当日の技能試験を受験しない場合は不合格となります。

5　試験の申請（受験の申込み）の受付期間等

試験名	受　付　期　間	申請方法・受付時間
第１回 第２回	５月８日(金) ～ ５月21日(木)	申請方法は次の２種類 **①電子申請（インターネットによる申込み）** ※1 16時までの申請は当日扱い、それ以降は翌日扱い ※2 受付最終日に限り16時までの受付 **②郵送（簡易書留推奨・電子申請が難しい方）** **※受付期間内必着**
第３回 第４回	７月２日(木) ～ ７月10日(金)	
第５回	**令和８年７月２日**までに第３回狩猟免許試験に申請し、抽選の結果、落選となった方のうち、第5回狩猟免許試験の受験を希望する方。	

※　原則は電子申請ですが、ご利用が難しい方は郵送申請をご活用ください。
※　**旧氏の使用を希望する場合**は、電子申請では対応していないため**郵送にてご申請**ください。
※　会場の都合により、各回に定員を設定しています。
※　**各回で先着順に受付**を行い、定員に達した場合は**受付期間中であっても受付を終了**します（受付終了の場合、原則当日中に県ホームページに掲載します）。
※　定員に達した場合、他の回への振替をご案内しておりますが、**振替できない場合は受験できない**こととなりますので、ご了承ください。
※　同日に定員を上回る申請書が到着した場合は、その日の申込者の中から**抽選により受験者を決定**します。
※　受験の受付ができなかった場合、郵送申請の場合は、書類一式は全て返送し、電子申請の場合は不受理とします。
※　受付後は、手数料の払い戻し、返還は出来ませんのでご注意ください。

6　試験の申請（受験の申込み）手続（電子申請の場合）

電子申請する方は、次の(1)に掲げるデータ等をご準備のうえ、次の(2)により申請してください。（1）電子申請に必要なデータ、紙書類等

ア　写真　１枚		データで提出	申請を受理した後に発行する受験票の作成に使用します。 写真は、申請前６ヶ月以内に撮影した無帽、正面向き、上三分身、**背景無地**のもの ※pdf、png、jpeg、jpgのいずれかの形式
イ　いずれか１つ	猟銃・空気銃所持許可証の写し	データで提出	猟銃・空気銃所持許可証のうち、**申請者の写真が貼付されているページ**をスマホ等で撮影したデータ。 顔写真付きのページでは現在有効か確認できない方については、有効であることが確認できるページを撮影したデータも提出してください。 ※pdf、png、jpeg、jpgのいずれかの形式

	医師の診断書（原本） １通	**写しをデータで提出後、原本を郵送で提出**	申請者が、「２　受験の資格」(2)、(3)及び(4)に該当しないことを確認するものです。**記載不足によりこれらの事項に該当しない旨が確認できない場合、申請は受付できません。** ・**県ホームページ掲載の様式を使用してください。** ・申請前６か月以内に診断されたものを提出してください。 ・精神保健指定医以外の医師（歯科医師を除く。）が作成した診断書で構いません。 ・精神科、心療内科、又はかかりつけ医で診断を受けることが一般的ですが、事前に受診予定の病院に診断可能か問い合わせすることをおすすめしています。 ※県から発行元の医療機関に内容を確認する場合があります。 **※電子申請時には、写しの電子データを添付してください。** ※pdf、png、jpeg、jpgのいずれかの形式
ウ　運転免許証の写し、住民票の写し、マイナンバーカード（表面のみ）等、住所地を証する公的な書類を撮影したデータ ※イで猟銃・空気銃所持許可証の写しを提出する場合は不要です。	データで提出		現住所地が、神奈川県であることを確認するものです。**なお、マイナンバーが記載された住民票の撮影データを提出することはできません。必ず、マイナンバーの記載がない住民票の撮影データを提出してください。** ※pdf、png、jpeg、jpgのいずれかの形式

(2) 電子申請の方法

ご自分のパソコン又はスマートフォンから、次のURL又は二次元コードを読み取り申請してください。詳しい申請方法は、各マニュアルをご覧ください。

なお、「初めて受ける方・現在狩猟免許を持っていない方」と、「他の種類の有効な狩猟免許を持っている方」では申請URLとマニュアルのURLが異なります。

ア　申請URL

https://dshinsei.e-kanagawa.lg.jp/140007-u/offer/offerList_initDisplay.action

イ　マニュアル掲載ページURL

https://www.pref.kanagawa.jp/docs/t4i/cnt/f986/p889836.html

(3)電子申請の手数料

ア　金額	狩猟免許申請手数料　**5,200円** （現に有効な狩猟免許を所持する方が、これと異なる種類の狩猟免許を受けようとする場合は、**3,900円**）
イ　納付方法	**手数料納付案内のメール**が届き次第、電子申請システムの納付情報ページから電子納付してください。 **※手数料納付期限まで**に納付が確認できない場合は、受験いただけません。

※　**狩猟免許申請を受理した後に、手数料の返還及び試験日の振替はできません。**

※　**希望する試験の種別ごとに手数料が必要です**。二種類の試験を併願する場合の手数料は10,400円、三種類の試験を併願する場合の手数料は15,600円となります。
（現に有効な狩猟免許を所持する方が二種類の試験を併願する場合の手数料は7,800円、三種類の試験を併願する場合の手数料は11,700円となります。）

7　試験の申請（受験の申込み）手続（郵送の場合）

電子申請のご利用が難しく、郵送申請によりお申込みいただく場合は、次の⑴に掲げる書類等を12の申請先（８ページ）に**郵送**してください。（発送記録が残るように**簡易書留による発送を推奨します**。普通郵便（ポスト投函）等で発送し、未着などの事故が生じた場合、県では責任を負いません。）**試験日の１週間前までに受験票が届かなければ、12の申請先（８ページ）に連絡してください。**

⑴郵送申請の必要書類等

ア　狩猟免許申請書		申請書の太枠以外の欄に必要事項を記入してください。 ・受験を希望する**試験名（第○回）**を必ず記入してください。 ※申請者氏名は、旧氏を使用した申請も可能です。その際、氏名欄には戸籍氏を記載し、旧氏は括弧書きとしてください。 （例）地球太郎が環境太郎に改姓した場合：環境［地球］太郎 ※原則、戸籍氏と旧氏を併記した狩猟免状を交付します。旧氏のみの記載を希望される場合は、その旨を申請書余白にご記載ください（その場合、狩猟免状の備考欄に旧氏を記載します）
イ　写真　１枚		申請を受理した後に発行する受験票の作成に使用します。 写真は、申請前６ヶ月以内に撮影した無帽、正面向き、上三分身、背景無地の縦3.0cm、横2.4cmのもので、**裏面に氏名及び撮影年月日を記載してください。**
ウ　いずれか１つ	猟銃・空気銃所持許可証の写し １部	猟銃・空気銃所持許可証のうち、**申請者の写真が貼付されているページ**の写しを添付してください。 顔写真付きのページでは現在有効か確認できない方については、有効であることが確認できるページの写しも添付してください。 ※旧氏の使用を希望する場合、戸籍氏と旧氏のどちらも確認することができるページの写しを提出してください。
	医師の診断書（原本） １通	申請者が、「２　受験の資格」⑵、⑶及び⑷に該当しないことを確認するものです。**記載不足によりこれらの事項に該当しない旨が確認できない場合、申請は受付できません。** ・**県ホームページ掲載の様式を使用してください。** ・申請前６か月以内に診断されたものを提出してください。 ・精神保健指定医以外の医師（歯科医師を除く。）が作成した診断書で構いません。 ・精神科、心療内科、又はかかりつけ医で診断を受けることが一般的ですが、事前に受診予定の病院に診断可能か問い合わせすることをおすすめしています。 ※県から発行元の医療機関に内容を確認する場合があります。
エ　運転免許証の写し、住民票の写し、マイナンバーカード（表面のみ）等、住所地を証する公的な書類　１部 ※ウで猟銃・空気銃所持許可証の写しを提出する場合は不要です。		現住所地が、神奈川県であることを確認するものです。**なお、マイナンバーが記載された住民票の写しを提出することはできません。住民票の写しを提出する場合は、必ず、マイナンバーの記載がないものを提出してください。** ※旧氏の使用を希望する場合、戸籍氏と旧氏のどちらも確認することができる書類を提出してください。
オ　返信用封筒　２枚* （長形３号　120㎜ × 235㎜）		住所・氏名を記載の上、110円切手を貼付してください。 ※郵便料金について変更の可能性がありますので、最新の切手の額はホームページをご確認ください。 ＊納付書送付用・受験票送付用の２枚
カ　個人情報の取扱いについて		同意書の内容を確認の上、日付・住所・氏名を記入したもの。

(2)郵送申請の手数料

ア　金額	狩猟免許申請手数料　**5,200円** （現に有効な狩猟免許を所持する方が、これと異なる種類の狩猟免許を受けようとする場合は、**3,900円**）
イ　納付方法	**申請窓口から郵送される**納付書を使用して支払後、**納付済証を申請窓口へ郵送してください。** ※**手数料納付期限まで**に納付が確認できない場合は、受験いただけません。

※　**狩猟免許申請書を受理した後に、手数料の返還及び試験日の振替はできません**。

※　**希望する試験の種別ごとに手数料が必要です**。二種類の試験を併願する場合の手数料は10,400円、三種類の試験を併願する場合の手数料は15,600円となります。
（現に有効な狩猟免許を所持する方が二種類の試験を併願する場合の手数料は7,800円、三種類の試験を併願する場合の手数料は11,700円となります。）

(3) 納付方法について

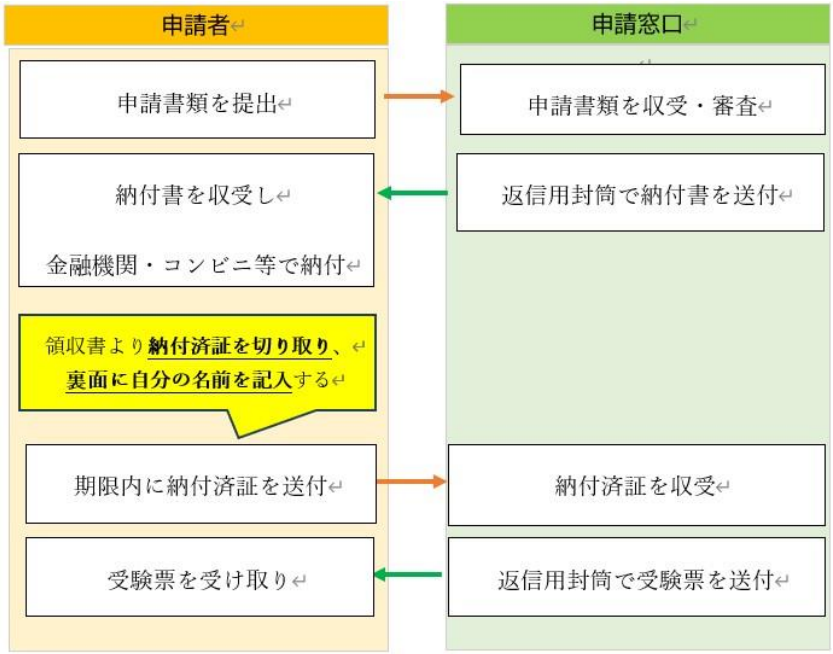

納付書は、各申請窓口より返信用封筒にて郵送しますので、金融機関やコンビニエンスストア、一部のドラッグストアなどでお支払いください。
（詳しい納付場所については、下記のURLからご確認ください。）
お支払い後は、**受け取った領収書より納付済証の部分のみを切り取って**、期限までに12の申請先（８ページ）へお送りください。なお、郵送事故等により納付済証が未着となった場合、県はその責任を負いかねますので、あらかじめご了承ください。

○納付可能なコンビニエンスストア一覧
https://www.pref.kanagawa.jp/docs/jk8/conveniencestore.html

○納付可能なドラッグストア等一覧
https://www.shinkin-sis.co.jp/mmk/mmklist14.html

（参考　納付書見本）

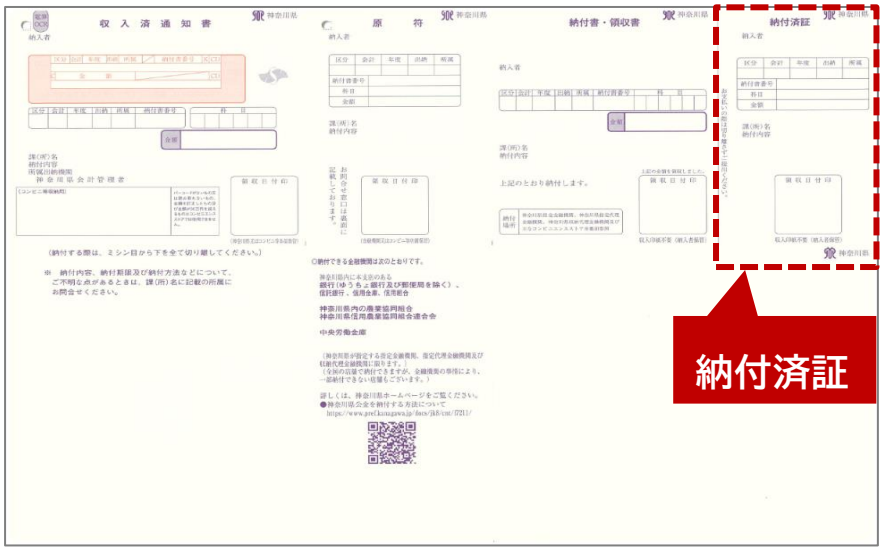

※　実際の大きさとは異なります。

※　納付後に、**「納付済証」のみをはさみ等で切り取り、裏面にご自身の名前を記載のうえ、**申請窓口へ送付してください。

8　試験当日の携行品

(1) 受験票（郵送で交付されたもの又は電子申請で交付され印刷したもの）

(2) 筆記用具

(3) 適性試験の際に眼鏡（コンタクトレンズ含む。）、補聴器又は身体の状態に応じた補助器具を使用することにより９(2)の合格基準に達すると思われる場合は、その器具等

9　試験の内容等

試験は、知識試験、適性試験及び技能試験とし、技能試験は、知識試験及び適性試験に合格した方について行います。

(1) 知識試験

知識試験は、三肢択一式の筆記試験により、「鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法令」、「猟具に関する知識」、「鳥獣に関する知識」及び「鳥獣の保護管理に関する知識」について行います。

試験時間は90分で、知識試験の合格基準は、70パーセント以上の成績です。

なお、**知識試験の開始後、30分以上遅刻した場合は受験できませんのでご注意ください。**

(2) 適性試験

適性試験は、次の表の左欄に掲げる科目について行い、その合格基準は、右欄に掲げるとおりとします。

科　目	合　格　基　準
視　力	ア　網猟免許又はわな猟免許に係る適性試験 視力（万国式試視力表により検査した視力で、矯正視力を含む。以下同じ。）が両眼で0.5以上であること。ただし、一眼が見えない方については、他眼の視野が左右150度以上で、視力が0.5以上であること。
	イ　第一種銃猟免許又は第二種銃猟免許に係る適性試験 視力が両眼で0.7以上であり、かつ、一眼でそれぞれ0.3以上であること。ただし、一眼の視力が0.3に満たない方又は一眼が見えない方については、他眼の視野が左右150度以上で、視力が0.7以上であること。
聴　力	10メートルの距離で、90デシベルの警音器の音が聞こえる聴力（補聴器により補正された聴力を含む。）を有すること。

運動能力	狩猟を安全に行うことに支障を及ぼすおそれのある四肢又は体幹の障害がないこと。ただし、狩猟を安全に行うことに支障を及ぼすおそれのある四肢又は体幹の障害がある方については、その方の身体の状態に応じた補助手段を講ずることにより狩猟を行うことに支障を及ぼすおそれがないと認められるものであること。

(3) 技能試験

技能試験は、次の表の左欄に掲げる狩猟免許の種類に応じ、それぞれ右欄に掲げる課題について行います。

技能試験の採点は、減点式採点方法により行い、各受験者の持ち点を100点として、減点数の合計が30点を超えない場合を合格とします。

狩猟免許の種類	課題
網猟免許	1　銃器及びわな以外の猟具を見て当該猟具の使用の是非を判別すること。 2　鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律施行規則第２条第２号に掲げる網（法定猟具）の１つを架設すること。 3　鳥獣の図画、写真又は剥製を見てその鳥獣の判別を瞬時に行うこと。
わな猟免許	1　わなを見て当該わなの使用の是非を判別すること。 2　鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律施行規則第２条第３号に掲げるわな（法定猟具）の１つを架設すること。 3　獣類の図画、写真又は剥製を見てその獣類の判別を瞬時に行うこと。
第一種銃猟免許	1　模造銃（空気銃以外の銃器を模した物をいう。次号から第４号までにおいて同じ。）について点検、分解及び結合の操作を行うこと。 2　模造銃に模造弾を装填し、射撃姿勢をとった後模造弾の脱包を行うこと。 3　２人以上で行動する場合における銃器の保持及び携行並びにその受渡しを模造銃を用いて行うこと。 4　休憩の際必要な銃器の操作を模造銃を用いて行うこと。 5　空気銃を模した物について圧縮操作をし、弾丸を用いないで装填の操作を行った後射撃姿勢をとること。 6　距離の目測を行うこと。 7　鳥獣の図画、写真又は剥製を見てその鳥獣の判別を瞬時に行うこと。
第二種銃猟免許	1　空気銃を模した物について圧縮操作をし、弾丸を用いないで装填の操作を行った後射撃姿勢をとること。 2　距離の目測を行うこと。 3　鳥獣の図画、写真又は剥製を見てその鳥獣の判別を瞬時に行うこと。

(4) 試験の免除等

ア　既に狩猟免許を受けている方がその有効期間内にこれと異なる種類の狩猟免許について狩猟免許試験を受ける場合は、知識試験の一部（鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法令及び鳥獣並びに鳥獣の保護管理に関する知識）を免除します。この場合の試験時間は30分です。

イ　申請者の方が２種類以上（網猟免許及びわな猟免許２種類のみを受験する場合は除く。）の狩猟免許試験を受験しようとする場合は、第一種銃猟免許又は第二種銃猟免許の適性試験を受験することにより、当該狩猟免許以外の種類の狩猟免許の適性試験を受験したものとなります。

ウ　申請者の方が網猟免許及びわな猟免許の２種類のみの狩猟免許試験を受けようとする場合は、網猟免許又はわな猟免許の適性試験を受験することにより、他方の狩猟免許の適性試験を受験したものとなります。

10　合格発表、結果通知及び狩猟免状の交付

合格者の発表は、次のとおり行います。

なお、**電話等での合否に関する問い合わせについては、応じることができません。**

(1) 合格者の発表

ア　知識試験及び適性試験の合格発表は、試験実施日当日の午後１時以降に試験会場で行い、合格者は技能試験を受験していただきます。

※知識試験及び適性試験に合格しても、当日行われる技能試験を受験しない場合は不合格扱いとなります。

イ　技能試験の合格発表は次のとおり

試験名	期　　日	開始時間	場　所　等
第１回 第２回	８月６日（木）	午前９時～	県ホームページ
第３回 第４回	９月 25 日（金）		
第５回	12 月 25 日（金）		

(2) 結果通知

知識試験、適性試験及び技能試験の結果は、技能試験の合格発表に併せ、受験者全員に狩猟免許試験結果通知書を郵送します。

(3) 狩猟免状の交付

狩猟免許試験に合格された方には､狩猟免許試験結果通知書に狩猟免状を同封します。

※旧姓使用を希望された方には、戸籍氏と旧氏を併記した狩猟免状を交付します。(旧氏のみの記載を希望された方には、備考欄に戸籍氏を記載します。)

11　その他

(1)　申請の手続き後、氏名又は住所に変更があった場合は、すみやかに12の申請先へ、受験番号を明記のうえ、猟銃・空気銃所持許可証の写しまたは運転免許証の写し、住民票の写し等、住所地を証する公的な書類等をご提出ください。

(2) 試験会場へは、**公共交通機関を利用してください。**

12　狩猟免許の試験に関するお問い合わせ先及び申請先

機　関　名	所在地・電話番号	管轄住所地
環境農政局緑政部 自然環境保全課 野生生物グループ	〒231－8588 横浜市中区日本大通１ 045－210－4319(ﾀﾞｲﾔﾙｲﾝ)	横浜市・川崎市
横須賀三浦地域県政総合センター 環境部みどり課	〒238－0006 横須賀市日の出町２－９－19 (横須賀合同庁舎内) 046－823－0210(代表)	横須賀市・鎌倉市 逗子市・三浦市 葉山町
県央地域県政総合センター 環境部環境調整課	〒243－0004 厚木市水引２－３－１ (厚木合同庁舎内) 046－224－1111(代表)	相模原市・厚木市 大和市・海老名市 座間市・綾瀬市 愛川町・清川村
湘南地域県政総合センター 環境部環境調整課	〒254－0054 平塚市中里５０－１ (仮庁舎※旧県立平塚商業高校) 0463－45－3150(代表)	平塚市・藤沢市 茅ヶ崎市・秦野市 伊勢原市・寒川町 大磯町・二宮町
県西地域県政総合センター 環境部環境調整課	〒250－0042 小田原市荻窪350－１ (小田原合同庁舎内) 0465－32－8000(代表)	小田原市・南足柄市 中井町・大井町 松田町・山北町 開成町・箱根町 真鶴町・湯河原町

〇県ホームページ「狩猟免許試験」

https://www.pref.kanagawa.jp/docs/t4i/cnt/f986/p889836.html